

博士學位論文

内容の要旨及び審査の結果の要旨

第25号

2007年9月

京都産業大学

は し が き

本号は、学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号）第 8 条の規定による公表を目的とし、平成 19 年 9 月 22 日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を収録したものである。

学位番号に付した甲は学位規則第 4 条第 1 項によるもの（いわゆる課程博士）であり、乙は同条第 2 項によるもの（いわゆる論文博士）である。

目次

課程博士

1. 威知 謙豪	[博士 (マネジメント)] …………… 1
----------	-----------------------

氏 名 (本 籍)	威知 謙豪 (秋田県)
博 士 (専攻分野)	博士 (マネジメント)
学 位 記 番 号	甲マ第3号
学位授与年月日	平成19年9月22日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
論 文 題 目	特別目的事業体の連結会計基準に関する研究
論文審査委員	主 査 藤井 則彦 教授
	副 査 禰 道守 教授
	〃 山地 範明 教授

論文内容の要旨

周知のように、現在、世界の会計に関しては米国会計基準と国際会計基準(IAS)(または国際財務報告基準(IFRS))とが2大会計基準として存在しており、両者には種々な点で相違が見られる。しかし、両者には歩み寄りの努力もなされている。このような状況において、会計についての国際的コンバージェンスが大きな課題となっている。

また、わが国の場合は、現在、国際会計基準と26項目について会計処理の考え方、方法に相違が見られるのが実情である。この26項目の相違のうち大きな相違の1つが、特別目的事業体(SPE)の連結に関する取り扱いについてである。

本論文は、証券化を目的として設立された特別目的事業体の連結に関する問題を取り上げている。この問題に関する考え方については、米国会

計基準、国際会計基準そしてわが国会計基準において相違が見られる。しかし、現在、具体的な議論も開始されておらず、進展が見られないのが実情である。

このような状況を踏まえて、本論文は次の2点、つまり、(1)特別目的事業体の連結要否の判断に関する会計基準と、(2)一定の要件を満たす特別目的事業体を連結除外とする例外規定に焦点を当て、米国会計基準、国際会計基準そしてわが国会計基準の相違点を明確にした上で、今後、わが国の会計基準がこれらの問題についてどのように対処すべきかを論じている。

(1)の特別目的事業体の連結要否の判断に関する会計基準については、米国においては米国財務会計基準審議会(FASB)がこれまでも検討を重ねてきたが、2001年に大手のエネルギー会社であるエンロン社(Enron)が本来連結すべき特別目的事業体を連結除外とした不正会計処理による粉飾によって破綻したのを契機になお一層の検討を行なうようになり、2003年1月にFASB 解釈指針書第46号「変動持分事業体の連結—ARB(Accounting Research Bulletin)第51号の解釈指針、FIN 第46号」を公表し、検討を重ねている。

なお、この問題については、米国会計基準、国際会計基準、わが国会計基準いずれも連結要否の判断基準は明確に示されているが、各々その内容については条件があるため相違があり、この点について本論文では詳細に検討している。

また、(2)の一定の要件を満たす特別目的事業体を連結除外とする例外規定については、米国の場合は、米国財務会計基準書SFAS 第140号において、適格特別目的事業体(QSPE)であれば、QSPEへ資産を譲渡した者およびその関係者は当該QSPEを連結範囲に含めてはならないと規定している。また、わが国の場合は、財務諸表等規則第8条第7項の要件を満たす特別目的事業体を連結除外とする例外規定が設けられている。しかし、国際会計基準はこのような例外規定を設けていないし、国際会計基準審議会(IASB)においても、現在、この問題を取り上げてはいるが、例外規定の導入については否定的な態度である。

なお、この問題については、欧州連合(EU)の行政執行機関である欧州委

員会の要請を受けて、EU 加盟各国の証券規制当局により構成される欧州証券規制当局委員会(CESR)が 2005 年 7 月に公表した「第三国会計基準の同等性及び第三国の財務情報の法執行メカニズムの説明に関する技術的助言」においても、米国会計基準およびわが国会計基準は国際会計基準との重要な相違が生じており、補完措置が必要な項目であると指摘されている。具体的には、米国会計基準およびわが国会計基準が国際会計基準と同等の基準とみなされるためには、例外規定に従って連結範囲から除外されている特別目的事業体を連結範囲に含めて、再計算した補完計算書の作成が必要であるとしている。

以上の状況を踏まえて、本論文では、わが国の企業会計基準委員会が主体的にこの問題に取り組み、提言することを主張している。その際、(1)の特別目的事業体の連結要否の判断に関する会計基準については、米国の FASB のアプローチを採用すべきであると提言している。また、(2)の一定の要件を満たす特別目的事業体を連結除外とする例外規定については、例外規定を設けるべきか否かについては一概に提言できないとして、ただ、例外規定についての国際的コンバージェンスをはかるためには、特別目的事業体の連結に関する会計基準のみならず、「金融資産の認識中止に関する会計基準と特別目的事業体の連結に関する会計基準との間に生じるコンフリクト」を金融資産の認識中止に関する会計基準、あるいは連結会計基準のいずれかのレベルで回避するかにかかっていることを指摘している。

以上の主旨に従って、本論文の構成は以下のように序章、終章を含めて 10 章より構成されている。

まず、序章としては、「本論文の目的と構成」について述べ、第一章では「証券化取引の考え方と特別目的事業体の役割」について、証券化取引の起源と現状、そして証券化取引の種類について考察し、本論文で取り扱う証券化取引について限定している。さらに、特別目的事業体の役割について考察し、本論文で取り扱う特別目的事業体の位置づけをしている。第二章では、「証券化取引と特別目的事業体の連結に関する論点の整理」について、証券化取引における会計上の論点、特別目的事業体の連結会計基準に関する論点、そして金融資産の認識中止に関する会計基準について論点整

理をしている。第三章では、「米国における特別目的事業体の連結会計基準」について、本論文の中心的課題である(1)特別目的事業体の連結要否の判断に関する会計基準と(2)一定の要件を満たす特別目的事業体を連結除外とする例外規定について、歴史的にその変遷を考察し、現在の状況を考察している。第四章では、「FASB 解釈指針書第 46 号、変動持分事業体の連結の公表と株価の動向」について、実証分析を行なっている。第五章では、「国際会計基準における特別目的事業体の連結会計基準」について、第三章と同じ方法で考察している。第六章では、「わが国における特別目的事業体の連結会計基準」について、第三章および第五章と同じ方法で考察している。以上の第三章、第五章および第六章の考察に基づいて、第七章では、「特別目的事業体の連結会計基準の国際比較」について考察している。第八章では、「会計基準のコンバージェンスをめぐる動向と特別目的事業体の連結会計基準の位置づけ」について会計基準のコンバージェンスが言われている現在、特別目的事業体の連結基準のコンバージェンスについて考察している。最後に、終章として、「総括と展望」として筆者の見解を開陳している。

論文調査結果の要旨

まず、本論文の博士論文としての特徴、価値については以下のようなものである。

① 現在、会計に関しては国際的コンバージェンスが問題となっているが、その中でも大きな課題の1つが、本論文のテーマである「特別目的事業体の連結会計基準」である。つまり、企業が資産の証券化(流動化)の一環として特別目的事業体を設置し、その事業体に資産を譲渡した場合、その特別目的事業体を連結すべきか否かは、企業業績に大きな影響を与え、投資家等外部利害関係者(ステークホルダー)にとって、その企業を判断するに当たっての大きな問題である。この点は、周知のように、米国における 2001 年末のエンロン社の不正会計処理による経営破綻で証明されているとおりである。

このテーマについては、現在、米国会計基準、国際会計基準そしてわが国会計基準、いずれも考え方が相違しており、しかもこの問題に関する国際的コ

ンバージェンスについては、積極的な議論が展開されていない状況にある。このような状況下で、このテーマを取り上げ、筆者なりに考察し、その上で、わが国のとるべき態度について提言をしている点である。以上により、現在の国際的トピックスを取り上げた点に特徴、価値がある。

② なお、本テーマに関しては米国、国際会計そしてわが国いずれも個別にはこれまで検討がなされてきているが、この点について筆者はそれぞれの文献に当たり、歴史的にその経緯を丹念に考察している点は、研究論文としての確実性という点で価値がある。

③ なお、通常は先行研究のサーベイが必要であろうが、以上からもわかるように、本テーマについては、部分的な先行研究は存在するが、纏まった先行研究は存在しないので、先行研究のサーベイはしていない点をお断りしたい。ただし、部分的な先行研究についてはサーベイしており、その都度、引用箇所として明示している。したがって、ある意味では、本論文が先行研究の1つとなりうると考えられる点に特徴、価値がある。

④ 特別目的事業体の設置については、企業経営の問題であり、特に、財務論の領域に属するテーマであると同時に、法的な問題を含んでいる。一方、連結に関しては会計上のテーマである。この財務論あるいは法的な問題と会計上の問題との接点が、本テーマであり、その意味では、難解なテーマといえるが、この難解なテーマに取り組み、筆者なりに検討、考察した点に特徴、価値がある。

⑤ 以上により、本論文のオリジナリティーおよび学会での貢献という意味では、価値がある。

⑥ なお、論構成等形式面でも特に問題がないと判断する。

(1)次に、本論文の問題点および今後の課題については以下のようなものである。

①本論文は歴史的、理論的アプローチによるものであるが、上述のように、現時点では、本テーマについての国際的コンバージェンスについては種々問題があり、最後は、政治的決着によることとなるであろうと考えられる。しかし、研究のアプローチとしてはその前に、実証研究を重ねることにより、このテーマの国際的コンバージェンスへ向けて前進するものと考えら

れる。本論文では、第四章で米国に関しての実証研究は実施しているが、なお一層の実証研究が望まれる。

- ②本テーマの1つである「一定の要件を満たす特別目的事業体を連結除外とする例外規定」についての筆者の主張については、確かに、わが国においても権威ある諸団体の企業会計基準審議会、日本公認会計士協会等においても明確な主張が開陳されていない現状からすれば、筆者なりの主張は理解できる。しかし、会計の国際的コンバージェンスを考えるのならば、「財務諸表の比較可能性」という視点からしても、例外規定の存在は容認すべきでないと考えらるべきではないかと思う。

以上、問題点および今後の課題はあるものの、2人の副査の審査結果もふまえて、大学院博士後期課程修了者としての博士論文(課程博士)としては合格であると判定する。